

「臨調・行革」財政と今日の財政危機

西 村 貢

はじめに

本稿の課題は、今日の財政論の主要な論点を形成している、財政再建・赤字国債・行政の収益事業化といわれている財政の新たな展開形態を分析することである。

これら、今日の財政論の主要な構成三要素は、ある局面では、そのうちの一要素が一面的に肥大化して強調されることもある。ある局面では、それらの相互連関を個別的要素の因果関係として、個別連鎖としてのみとらえ、相互依存（前提）関係のみを一面的に過大視する傾向もみられる。また、ある局面では、それらを主要な政策根拠として税制改革など新たな財政の展開形態を基礎づけることもある。

そうした見解に共通した理論的特徴は、すべてを個別で、その個別連鎖でとらえることである。それでは、国家財政を一つの特殊な有機体として、個別要素を有機体の特殊な構成要素としてとらえることはできない。個別要素は相互浸透しながら、国家の「経済的基礎」（マルクス）として、国家目的に即し能動的に運動するものとして、財政の運動過程を把握することもできない。それゆえに、そうした見解は、調和主義的な相互調整の単なる抽象的可能性を指摘し、金融資本の今日的蓄積様式に照応して遂行されている国家財政の現実機能とそ

の新たな政策提言を支配階級の共同利益実現のために、イデオロギー的に基礎づけているにすぎない。

本稿の基本的見地は、国家独占資本主義に特有な国家活動それ自体に即して、その「経済的基礎」である財政の運動過程の法則を解明することである。それを通じて、財政の重層的な国民収奪機能の今日的な展開形態を解明し、イデオロギー的に倒錯した政策提言を批判的に検討することもできるであろう。

I 国家独占資本主義財政の基本的性質

今日は、国家独占資本主義である。国家独占資本主義段階の広義の国家財政（その構成要素として地方財政，政府系金融機関などの諸活動をふくむ）は、現実の経済過程における諸矛盾の顕在化を回避するため、「イデオロギー的社会関係」（レーニン）における階級的諸矛盾・諸対立を緩和するため、とりわけ、資本、主要には金融資本の蓄積過程を補完・誘導するため、消極的および積極的な機能形態を媒介として運動する。それらは、主体としての国家活動の一環として、国家独占資本主義国家の「経済的定在」（マルクス）として、作用する運動過程の種差に照応した展開形態を具備しながら能動的に機能する。

現実の経済過程——「イデオロギー的社会関係」に対応する「物質的社会関係」¹⁾（レーニン）——および「イデオロギー的社会関係」の諸矛盾・諸対立を財政過程に「翻訳」²⁾（マルクス）することで、その顕在化を抑制し、繰り延べし、その時点での発現を緩和する。それらの諸矛盾・諸対立は解消しはしないが、それらは財政に媒介されることで新たな運動形態を、それらの諸矛盾・諸対立の運動を可能にするような新たな展開形態をつくりだす。諸矛盾・諸対立

1) レーニン「イデオロギー的な社会関係（すなわち、形成されるまえに人間の意識を通過する関係）……物質的社会関係（すなわち、人間の意志を通過しないで形成される関係）」、『人民の友』とはなにか』。

2) マルクス「観念的なものは、物質的なものが人間の頭のなかで転倒され翻訳されたものにはかならない」、『資本論』第一巻。

は解消し (aufheben) はしないが、解決される (lösen) ³⁾。

財政は、それらの媒介過程で、既存の諸矛盾・諸対立の解決形態の発展した運動形態を展開する。同時に、それは「物質的社会関係」においても、広義の「イデオロギー的社会関係」においても、「イデオロギー的社会関係」の特殊領域である財政過程においても、新たな諸矛盾・諸対立をうみだす過程でもある。こうして、財政は「イデオロギー的社会関係」の特殊な媒介過程を担い、主体としての国家の目的に即して他の諸過程と相互浸透し、反作用することを通じて独自の運動過程を展開していくのである。しかも、金融資本を主要な支配的資本としている国家独占資本主義段階の財政は、金融資本の蓄積に照応した展開形態を現実化してゆくところに、その本質がある。

従って、金融資本による国民収奪は、国家活動を媒介することで財政の国民収奪的機能——租税形態による本源的な権力的収奪、零細貯蓄性資金を原資とする金融的形態での収奪、行政の収益事業化などにおける「受益者負担」・公共料金形態での収奪、これらが今日では主要な形態である——によって、権力的に補強されている。あるいは、財政活動を通じて補強される「物質的社会関係」や「イデオロギー的社会関係」を所与の前提として、資本蓄積を行いうる運動局面が創出される。

これらの諸機能を財政過程に即して規定づければ、財政は「物質的社会関係」に制約され、究極的に規定づけられるとはいえ、「物質的社会関係」および「イデオロギー的社会関係」の諸矛盾・諸対立を「翻訳」する独自の原理に浸して、

3) マルクス「商品の発展は、これらの矛盾を解消しはしないが、それらの矛盾の運動を可能にするような形態をつくりだす。これは、一般に矛盾が解決される方法である。(Die Entwicklung der Ware hebt diese Widersprüche nicht auf schafft aber die Form woren sie sich bewegen können. Dies ist überhaupt die Methode wodurch sich wirkliche Widersprüche lösen.)」、『資本論』第一巻。

それらを取りこみ、運動しているということでもある⁴⁾。その運動過程で、「翻訳」される諸矛盾・諸対立に応じて、また、金融資本の蓄積形態に応じて、階級的性質を具備してゆく。

すなわち、財政の運動過程は、経済諸政策が立案され意志決定されて、財政政策として結実してゆく過程で階級的性質を帯びる。そうした第一の過程に続いて、どの政策を優先的に実現してゆくのかという、政策実現比重の序列づけと、それに必要な、種差を伴う財政資金（租税などの無償性資金の歳出化、郵便貯金などを原資とする有償性資金の投融資など）の配分序列づけの過程においても階級的性質を帯びる。そうした第二の過程に続いて、いかなる執行機関（中央財政機関、地方財政機関、特殊法人など）が、政策執行を担うのかという過程でも階級的性質を帯びる。そうした第三の過程に続いて、どのような対象（金融資本、中小零細資本、国民一般など）に対して、財政資金を配分し、どの階級の利益をどの程度、媒介して実現してゆくのかという第四の過程でも階級的性質を帯びる。

財政の運動は、主要には、こうした過程に媒介されている。そして、各々の過程は相互浸透して、財政の総体的で有機的な運動の構成要素として特殊的運動を展開している。従って、財政の運動法則は、こうした重層的な特殊的過程の諸規定の総括として解明されなければならない⁵⁾。

4) エンゲルス「新しい自立した権力（国家のこと——筆者）は、なるほど全体としては生産の運動にしたがわなくてはなりません、しかしまた、それに内在する、すなわちひとたびこれにあたえられ、しだいに発展してきた相対的自立性のおかげで、生産の諸条件と進行にたいして反作用するのである。それはふたつの等しくない力の相互作用、一方では経済的な運動と、他方では可能なかぎりの自立をめざし、ひとたびもうけられたからには自己運動もあたえられた新しい政治権力との相互作用です。……（法発展の進行は——筆者）、すなわち、まず経済関係の法的諸原則への直接の翻訳から生ずる諸矛盾を除去し、調和のとれた法体系をつくり出そうとつとめ、ついで経済の一層の発展の影響と強制のためにこの体系が繰り返しつき破られ、新しい諸矛盾にまきこまれていく、ということです。」、『シュミットへの書簡 1890年10月27日』。

5) マルクス「具体的なものが具体的であるのは、それが多くの規定の総括だからであり、したがって、多様なものの統一だからである。それゆえ、具体的なものは、それが現実の出発点であり、したがってまた直観や表象の出発点であるにもかかわらず、思考では総括の過程として、結果として現われ、出発点としては現われないのである。」、『経済学批判への序説』。

前述した、主要な諸財政過程の第一、第二の特殊的運動過程は、財政政策の立案・意志決定過程の諸契機を構成する。第三および第四の過程は、執行過程の諸契機を構成する。そして、それらは国家の「経済的基礎」・「経済的定在」として、国家活動の一環であり、国家目的に即して政策を実現してゆく手段であり、階級社会では階級対立・矛盾を伴いながら諸利益関係に媒介されて機能する。

今日の国家独占資本主義段階では、経済諸政策は、その立案・遂行過程で多かれ少なかれ、財政過程と相互浸透し、階級的性質の濃淡を伴いながら、実現されてゆく。相互浸透してゆく過程は、主体としての国家の財政活動に包摂されてゆく過程でもある。それに応じて財政では、主要な四過程の運動局面の特殊的原理に取りこむ。そして、各々の運動局面では、新たにに取りこまれた要素を実現してゆくための財政制度・運営規範と既存の制度・規範との対立関係が生ずる。

ある場合には、その関係は既存の財政関係に照応した運動形態を与えられ、既存の制度・規範に従属的に包摂される。たとえば、既存の財政費目への編入とその費目の漸次的増大などの場合である。

ある場合には、既存の財政関係に照応しうる基礎を共有せず、また、共有していたとしても新たにに取りこまれた要素を実現してゆくための制度・規範が既存のその質的・量的許容限界と衝突することもある。前者（基礎非共有）の場合は、財政原理の質的転換をとまなう運動へと形態転化する。たとえば、第二次世界大戦前における、統帥権の独立に基づく臨時軍事費特別会計の設置とその運営の「絶対化」を前提とした制度・規範への運動形態の転化の場合などが、その典型である。

後者（基礎共有で許容限界に衝突）の場合は、財政原理それ自体は既存のそれと同じであるが、時限立法などを制定して、「現実からの要請」に対応してゆく場合である。たとえば、1975年度以降、毎年度「公債の発行の特例に関する法律」を、つまり、毎年度例外法を繰り返し制定することで財政法との、法体系の形式的整合性を保持してゆく場合も、この類型に入る。また、この運動形

態の典型は、国家が諸々の特別会計や特殊法人、あるいは、日本独自の財政制度である財政投融资制度などの諸制度を新たに組織化する場合である。

こうした諸類型を伴う運動過程は、個々の独立した局面において、国家の財政活動にこそ「究極的規定性」(マルクス)があるかのごとく、能動的に機能する。そして、国家の財政活動にこそ「究極的規定性」があるかのごとき倒錯した経済現象が惹起され、その現象にとらわれたブルジョア財政学・近代経済学の財政論が展開される。

国家独占資本主義段階の財政活動は、それ以前の資本主義財政に較べて、同じく相対的自律性ではあるが——物質的生産諸力の一定の発展段階に対応する生産諸関係の総体が社会の経済的構造を形成し、その実在的土台にこそ社会構成体の究極的規定性がある。そして、自律的運動を展開する(マルクス『経済学批判 序言』)。それと同じ意味で自律的ではないが、上部構造の自立とその独自の運動を律するという意味では、自律性を有する。つまり、あくまでも相対的である自律性ではあるが——それ以前の段階とは比較できぬほど、自律性の強化されたものとして、自己運動するがごとく、著しく能動的に機能するところに特徴がある。

従って、今日の財政学は、国家独占資本主義に特有な国家それ自体の運動に即して、無償性資金(租税など)の財政メカニズムを通じた運動のみならず、有償性資金(国債、資金運用部資金など)の金融的運動形態を能動的に展開している総体としての財政が国家の「経済的定在」として運動している実態を分析しなければならない。そして、それらは、国家独占資本主義における行政権の優越化傾向の「経済的基礎」を構成しているのである。

ところで、「物質的社会関係」および「イデオロギー的社会関係」の諸矛盾・諸対立は、財政過程の特殊な原理に媒介されて、財政制度体系の内部に「翻訳」され、一時的に解決されることも可能である。しかし、それは同時に、既存の財政制度体系の整合性への諸矛盾・諸対立の浸透であり、諸個別財政制度の独自の累進的肥大化傾向と特別会計などの個別財政制度における本来的部分機能の変容をもたらす。前者は経費分類における歴年的に持続的な比重増大と

して、後者は金融的形態などによる財政資金の内部循環メカニズムの形成などとして顕在化する。

このように、財政過程に「翻訳」された諸矛盾・諸対立の一時的解決とその迂回的発現は、財政過程を媒介することで、財政制度の体系的不合理性および現実の経済過程に照応した財政機能からの乖離として、財政過程（主要には、前述した四過程）に固有の特殊的矛盾を累積化・顕在化させずにはおかない。

今日では、財政赤字・再建、赤字国債の累積化・借換債の大量発行などとして、それらは顕在化している。そして、それへの対応が、いわゆる「臨調」路線といわれている財政改革である。1985年は「地方行財政改革元年」ともよばれ、「臨調」路線による財政改革は地方自治・財政を巻き込んで展開されている。

そして、同時期に電電公社と専売公社が民営化された。今後も継続されてゆくであろう「臨調」型財政改革は、既存の財政原理による運動の限界を、金融資本の新たな蓄積様式に即して突破してゆく運動形態である。

ところで、財政制度とそのメカニズムを利用した、財政過程の重層的な特殊的運動は、上部構造としての国家の主体的で能動的な運動の一環である。それ故に、国家の財政活動は、国家活動を国民的に統制する手段であるブルジョア民主主義的諸権利に、——それらの多くは、ブルジョア民主主義革命を通じて歴史的に獲得され、法制度・法体系および法イデオロギーとして規範を形成している——とりわけ、国民主権の構成要素である財政民主主義の諸規制に服することが法規定され、行動規範として遵守することが要求されている。それらは、前述した財政の主要な四過程に即して、特殊的な個別法と行動規範を規定している。

しかし、現実の推移では、財政民主主義の諸形式は侵害され、今日では、その形式の中核である財政議会（議定）主義、予算制度すらが漸次的に空洞化・形骸化されてきている。

II 「臨調」型財政改革と財政論

今日の「臨調」型財政改革には、二層の問題領域が重層的に存在しており、

それが一体化して展開されている。従って、それらを分析的に取り上げ、総合して、一体化しているところの本質的内容を明らかにしなければならない。

第一の問題領域は、今日の金融資本の蓄積の限界とその新たな突破の形態を反映した「現実からの要請」に即応するために、財政制度体系および運営規範における不合理性・限界を資本主義的に改編・突破しようとする財政改革である。それは、戦後の財政法と既存の財政制度の枠組みの中で累積化した、財政過程に固有な特殊的矛盾の発現形態である。と同時に、今日的にその矛盾を、既存の財政原理に「翻訳」することで解決し、発現を繰り延べ、迂回化させようとするものである。

この改編は、「物質的社会関係」である経済過程の変動や「イデオロギイ的社会関係」の変動に規定された、様々の種差を伴う従来の財政改革と、歴史的共通性を有している。すなわち、その時々々の財政需要を反映した財政支出と財源との不一致による、財政の硬直化や財源不足が結実した財政改編と連続性を有している。とりわけ、1960年代後半以降における階級闘争の前進と革新自治体の広がり主要な契機とした、いわゆる福祉充実化政策の推進は、既存の「高度成長」型財政と相剋し、財政の「義務的経費」の増大をもたらした。そして、一面では社会保障関係経費の増大による福祉政策の充実を余儀なくされて推進しながら、他面では、所得税制でインフレーションの進展を考慮した政策を実施しないなどの政策体系をつくりだしてきた。今日でも、社会保障関係経費の比重増大がひとつの論点を形成しているのである。そして、財源不足あるいは財政の硬直化といわれてきた事態とも、現象的には共通性を有している。

そして、かかる共通性や連続性を基礎として、「高度成長」型財政制度・運営規範から、経済過程における過剰資本の累積を反映した「低成長」型財政への転換を、制度的にも運営規範としても帰結させようとするところに、第一の問題領域の核心がある。そこにおける特徴は、「物質的社会関係」や他の「イデオロギイ的社会関係」との不照応を解決して、それらに照応した形態を具備しようとする財政における資本主義的合理主義を基礎理念としながら、財政法の拡張解釈と「現実的運用」を目的とするところにある。

このような第一の問題領域における政策連関と区別される、第二の問題領域は、軍事を基軸とした総合安保体制の財政基盤を創出しようとするところに核心がある。ここでは、既存の財政制度・運営規範の基礎であった戦後財政法の「見直し」や「破棄」が指向される。つまり、国家独占資本主義における行政権の相対的自律性に基づく相対的優越化を、絶対的優越化にまで昇華させ、その「経済的基礎」としての財政制度の創出と財政権限の一元的運用が指向される。

かかる二層の問題領域を具体化させた諸政策が、相互に連関しあい、一体化され、相互にイデオロギー的に根拠づけあっている。そして、第一の問題領域に属する諸政策も、第二の問題領域に属する諸政策に規定され、総括されている。そこに、支配階級の80年代戦略の一環としての「第二臨調」型財政改革の本質的内容がある。「臨調」答申などの政策提言においては、両者が混在し、支配階級内部での複線的財政改革構想を許容しながら、そして、国民の対応を勘案することで、政策実現に序列づけをおこないながら、財政政策として現実化されつつある。それらは、第一の問題領域に属する政策実現を従来から担ってきた大蔵官僚の漸進主義的な行財政改革意図を時として越えて、金融資本家やその弁護論者が直接・間接的に「臨時行政調査会」や「臨時行政改革推進審議会」などの委員となり、財政改革が遂行されつつある。

1960年代初頭の「第一臨調」と80年代初頭の「第二臨調」は、ともに行政機構改革であり、それを媒介として具現される国家独占資本主義段階の行政権の優越化を指向するものである。そして、ともにその「経済的基礎」である財政制度改革を包摂している共通性を有している。

両者は戦後の憲法体制の一環である財政法との関係でみれば、戦後の「イデオロギー的社会関係」の階級対立の基軸をなしてきた憲法体制と安保体制との相剋、その顕在化として特徴づけることができる点では同一性を有している。

しかし、その相剋の内容と現実的諸矛盾・諸対立の解決の形態が相違するが故に、段階的な差異を有している。すなわち、「第一臨調」の場合は、憲法体制の一環である財政法との整合性を基礎として、つまり、既存の財政制度・運営

規範を基礎として「高度成長」型財政制度・運営への照応形態を創出することが、基本的な改革理念であった。ところが、「第二臨調」の場合は、憲法体制を基軸として安保体制との相剋を総括するのではなく、軍事を基軸とした総合安保体制を軸点としてその相剋を総括しようとしているのである。従って、財政制度・運営規範との関係——すなわち、既存の財政原理との関係では質的転換を伴う財政原理とそれを現実化した財政制度・運営規範を創造しようとしている。

その現れが、「戦後政治の総決算」という政治理念のもとで推進されている予算編成におけるシーリングという財政手法の導入であり、補助金制度などの「抜本的見直し」・法案の一括処理という手法の導入であり、1987年度4月実施をめざしてすすめられているシャープ勧告にまで遡った税制改革構想などである。それらの諸財政改革は、相互に関連しあうものであり、有機的に相乗作用しあうものであり、新たな財政原理の創造を媒介として、総合安保体制に総括された国家の「経済的基礎」を構成するところに、その本質的内容がある。

ところで、60年代においては、経済の「高度成長」による諸矛盾・諸対立の発現と財政需要の発生、および、主要には行政における憲法体制と安保体制との相剋を財政法の拡張解釈と財政の「現実的運用」によって緩和するための財政需要の発生が、既存の財政原理とその運動メカニズムと絶えず衝突してきた。それが原動力となって、財政の硬直化・財政資金難を生起し、現実の政治・財政政策の争点ともなってきた。しかし、諸矛盾・諸対立の発生源にまで遡らず、その時々金融資本の意志を具現した「現実からの要請」に照応した改良主義的財政活動が展開されてきた。それを可能にした現実的な財政基盤は、租税機能の弾力性と財政資金の金融的運動形態の新たな展開である。

従って、財政過程に「翻訳」された諸矛盾・諸対立は、「高度成長」期の租税機能の弾力性に基づく自然増収歳出化メカニズムが機能している限りにおいては、その現実的発現が緩和・回避されてきた。さらに、金融市場における貨幣資本過剰の潜在的可能性に照応した財政資金の運動形態が展開しうる限りにおいては、財政過程に固有な特殊的矛盾は重層的に迂回化させられてきた。

70年代においても、自然増収歳出化メカニズムが限界に突き当たっても、後者の財政資金の金融的運動形態が、貨幣資本過剰の顕在化に照応した形態を赤字国債などの形式で展開しうる限りにおいては、財政過程に固有な特殊的矛盾の発現は繰り延べられてきた。つまり、租税によって形式的には担保されながら、実質的には担保されない運動形態の具備、すなわち、債権・債務という信用関係に擬制した運動形態を具備することで、金融市場を包摂し、金融市場に包摂されることによって、時々の財政資金不足を解決してきた。

従って、「低成長」型財政活動を指向しながら、60年代に展開された「高度成長」期の財政政策傾向を温存し、「経済危機管理」的総需要管理政策として財政活動は展開されてきた。

70年代の財政活動は、このように財政資金の無償性資金形態（租税など）での運動の制限性を財政資金の金融的形態での運動を媒介することにより、その制限性を突破してきたところに歴史的特徴がある。しかし、それらによる特殊的矛盾の発現の繰り延べは、同時に、財政資金の金融的運動形態での矛盾の累積の過程でもある。「臨調」型財政改革の特徴は、こうした70年代における制限性の突破のために遂行されてきた諸政策が、突破諸政策を媒介としてそれ自体の新たな運動形態の制限性に突き当たり、総体として、それらと有機的に連関している既存の諸政策へ反作用しているところにある。

それ故にこそ、金融資本にとっても、今日の財政赤字は財政危機として観念されざるをえず、既存の財政制度・運営規範は、質的転換を伴う新たなそれへと改編されざるをえないのである。

こうした支配階級における危機意識は、近代経済学およびその財政理論にも反映してきている。財政という特殊な有機体の運動法則が解明されなければ、諸矛盾の根本的解消にはならない。そのためには、諸矛盾の突破諸政策の運動過程に内在する国家財政および金融資本にとっての制限性を解明し、それらは突破不可能な障壁ではないことを理論的にも明らかにしなければならない。そうしたことが、近代経済学およびその財政理論にも求められているといえるであろう。ところが、現実には支配階級内部の共同利益の実現を共通基盤としな

がらも、その内部諸層の独自の利益を反映して、政策イデオロギーとして対立関係にある。それが、「臨調」路線に特有な複線的財政改革構想をもたらしているひとつの背景をなしていると思われる。

ところで、戦後の財政理論の展開・推移を振り返ってみれば、次のことが指摘できるであろう。

憲法体制の一環としての財政法の規定を遵守する財政学の潮流は、健全財政主義、あるいは、均衡財政主義と呼ばれている。それは、古典的自由主義を基本的立場としている。戦後の大蔵省の財政政策およびその理論が、この立場であったとは言えないが、——財政法は、制定時より政府短期証券の発行を適用除外したり、政府保証債の発行により「総合予算の均衡」が「一般会計の均衡」へと均衡財政の原理が変質させられてきたが⁶⁾、1965年の国債発行をめぐる論争のひとつの立場として、その見解が存在していたとみてよいであろう。

ところが、「高度成長」期の財政は、いわゆるケインズ主義財政論が全盛の感をあたえて展開を主導した。それを可能とした財政メカニズムの基礎は、無償性資金における増収弾力性と財政資金の金融的運動形態の展開にある。自然増収歳出化メカニズム（ビルド・イン・スタビライザー論）を所与の前提とすれば、50年代後半以後の財政論の主要な課題が、財政制度・政策の整合性・体系性の存否、および、租税、経費などにおける政策比重の時系列的な、前述した財政の主要な四過程における階級的性質の具備を問わない分類的な機能分析に移行せざるをえなかったのは当然である。

そこにおける論点の特徴は、ケインズ主義財政論的改良政策を基軸に、階級対立を反映して、種差を伴う財政民主主義を基礎とした政策イデオロギーの対立であった。

この傾向は、マルクス主義財政論にも浸潤した。従来のマルクス主義財政論が、租税論を重要な構成部分としたが故に、短絡的ではあるが、多くの論者によっても論究されていた国家権力の「経済的基礎」の解明が——それらは、経

6) 拙稿「公信用構造」、重森暁編『日本財政論』1983年を参照。

済過程還元主義，政治的力関係唯一主義，あるいは，社会政策偏向などの諸特徴を有する論者に類別することが可能であろう（詳細は別稿に譲る）——「高度成長」期の財政論では，希薄化されてきたようである。

それは，ケインズ主義財政論を特徴づける財政資金の金融的運動形態を，従来の「租税国家」の制限性を突破した「経済的基礎」の新たな運動形態として，財政過程に固有な法則性を解明するという見地に立たなかったことにも起因していると思われる。すなわち，国家独占資本主義段階の財政は，従来の財政と同じく無償性資金に基礎をおくとはいえ，財政資金の金融的運動を積極的に能動的に展開する特徴がある。国家の「経済的定在」としての財政も，「経済的基礎」としての財政も，これら総体にまで拡大されているのである。

このように，近代経済学においても，マルクス主義財政学においても，国家論それ自体には論究しない財政学およびその財政政策が政治的イデオロギー対立の色彩を帯びてそれ自体として展開しえた現実的基盤は，自然増収歳出化メカニズムの存在とそれの現実的適応性および金融的運動形態の展開によるその制限性の突破にあつたと言っても過言ではないであろう。

これに対して，70年代後半から近代経済学者も含めて，国家論に言及した財政論や政策理念体系の転換に依拠した財政論が登場してきている。この傾向は，前述したように，制限性の突破諸政策の展開が新たな制限に突き当たり，新たな制限突破の運動形態を切り開こうとしていることの反映である。こうした財政の現実的基盤の変化に起因する財政論が，「臨調」型財政改革を理論づけ，弁護している財政論である。

III 増減税抱き合わせの財政再建論

今日の支配階級の財政再建論は，二つの潮流から構成されている。第一の潮流は，「臨調」答申などの「増税なき財政再建」論である。第二の潮流は，大蔵省を中心とした「増税による財政再建」論である。

内部に種差を伴いながら，これらの二大潮流は，総合研究開発機構(NIRA)，政策構想フォーラムなどで論争しており，公共経済学の内部論争を呈している。

いわゆる、ケインジアン（ニュー・エコノミスト）に対するマネタリスト、合理的期待形成論者からの攻勢といわれる事態である。

かかる論争は、ケインズ経済学では比較的弱いと言われてきたマクロ経済学のミクロ的基礎の問題に注目し、その点をマネタリストや合理的期待形成論者が補完しようとしている限りでは、公共経済学の内在的發展でもある。しかし、そうした理論展開を余儀なくさせている現実基礎は、従来の財政原理に基づく政策体系では現実の経済過程の変動とその財政需要に照応しきれなくなったこと、そして、金融資本が過剰資本の顕在化によって、将来にわたる長期的企業戦略意志決定を、従来の行動原理の単なる延長では律しえないことの表明でもある。

ところが、財政再建の政治・政策スローガンで対立する二つの潮流も、今日の財政危機をもたらした財政赤字の原因論では一致している。つまり、73年頃から、国家財政は、所得再分配を中心とした財政運営（総需要管理・社会契約的財政政策の推進）に重点をおき、その結果として財政規模が拡大されてきたというのである。石油ショックを契機とした金融資本の蓄積の停滞を救済するために、赤字国債を大量発行して調達した財政資金を、公共投資の拡大を通じて散布したことを過少評価する。そして、先進資本主義国レベルの「福祉国家」はすでに実現しているが、その財源保障をなす根本的な税制改革が同時的に実施されなくて、経済成長率の低下した今日では、従来の自然増収化メカニズムが機能しないために、構造的な財政赤字の原因となっているというのである。構造的な財政赤字の最大の原因は、「福祉国家」の財政歳出経費面への反映である社会保障を中心とした「義務的経費」の拡大であり、かかる経費は今後も累進的に肥大化してゆくメカニズムをそれ自体に内在しているので、今後も構造的財政赤字は拡大せざるをえないというのである。従って、その経費削減・経費比重抑制を主要な政策課題として位置づけなければならないというのである。このように、支配階級の共同利益を反映した二大潮流は論理展開する。

それ故に、「一定の条件下（この場合では、所得再分配政策）で、市場経済は最適な状態（この場合には、資源配分）を実現する」を公理とする公共経済学

では、先進（資本主義）国状態——つまり、「福祉社会」にすでに達している今日の日本では、財政の所得再分配政策は労働や資本のインセンティブを阻害しており、効率的な資源配分を阻害していると結論づけられる。そこで、所得再分配政策によらず（社会保障関係費を抑制し）、「市場経済原理」による所得分配決定過程（効率的な資源配分）を保障する公共財の創造のみを財政が分担すべきであるというのである。すなわち、所得の発生する次元である資本・賃労働関係において、両者の相互依存（前提）関係のみを資本の主導性の下で肥大化させるのが、今日の財政の主要な機能だということのである。

この論理展開の背景には、「中流階級」論が前提されている。その前提を基礎として発生所得量の多寡を調整するための再分配の現実的必要性はもはやなくなっているというのである。従って、それは歳出削減論である。また、再分配のための財源も必要としないので、「増税なき財政再建」論という第一の潮流の弁護論となっている。

そして、この見解は、「市場経済原理」による効率的な資源配分を主張するのであり、それは民間活力導入論および財政への「市場経済原理」の導入論でもある。そして、「排除不能性」と「非排他性」という二つの基準指標で財政の担っている「公的供給財」を分類する「純粋公共財」(pure public goods)の理論でもある。最優先に掲げられる「純粋公共財」とは、野口氏によれば、国防、外交や経済社会の基本的枠組みの設定（立法、司法、貨幣制度運用など）および基礎科学の知識に限定される⁷⁾。その他の、従来は財政の担ってきた「公的供給財」は「排除可能財」として分類される。すなわち、経済の軍事化を容認し、それを財政においても補完・誘導する理論である⁸⁾。

7) 野口悠紀雄「完全に非排他性が成立する財を、「純粋公共財」とよぶこともある。国防はその典型である。」、『公共政策』、1984年。

8) 同前「排除不能性と非排他性という2つの性質によって公共財を特徴づけてきた。ところが、現実に公的主体が供給している財やサービスのなかには、これらの条件に合致しないものが多数ある。

たとえば、住宅、鉄道、上下水道など……上記の2つの性質は明らかに成立しない。つまり、上で述べたの分類によれば、これらは私的財である」。

このように、「臨調」答申などに代表される「増税なき財政再建」論は、社会保障関係費の削減・抑制と経済（および財政）の軍事化容認へと政策的に結実することにならざるをえない。

また、構造的財政赤字の原因論では第一の潮流と同様の見解であり、今日の日本社会についても同様の現状認識に基づいて、増税は「公共財」の「限界効用逓減の法則」によって、財政需要を逓減させるが故に、結局、増税は財政の所得再分配への関与漸減と資源配分の適性化をもたらす。従って、歳出削減にも結実するという第二の潮流も登場してくる⁹⁾。

これら二大潮流は、所得再分配が今日の財政政策の課題ではすでになくなっていくということでは一致している。そして、資源配分を租税機能を媒介とするのか（第二の潮流）、「市場経済原理」に依存するのか（第一の潮流）では政策重点の相違がみられるが、その内容は「福祉国家」においては所得税減税を実施すべきであり、このための財源を大型間接税——今日の日本では、E C型付加価値税がその適合的税制であるとされる大型間接税導入に依存すべきであると提言するところでも、両者は一致している。

従って、支配階級の複線的財政改革・財政再建論の存在も、大型間接税を財源とする所得税減税を、その内容は所得分配決定過程（過剰資本を背景とした現実資本の投資拡大をもとめる要請に応じて）での投資減税——主要には、ハイテク関連の減税を提言するところでも一致している。

このように、現象的には「臨調」理念と抵触する増税構想も、その内容は「臨調」のそれである。つまり、ハイテク関連の金融資本・独占資本への投資減税——従来の特別償却という税制制度とは異なる投資減税と、大型間接税による権力的国民収奪の強化が抱き合わされた財政改革・財政再建論である。だからこそ、85～86年度の財政政策論議の中心である増税構想とハイテク、テレトピア減税などの投資減税、公共投資の拡大による財政歳出増大とが、「臨調」路線の連続過程のなかでなしうるのである。とりわけ、税制改革を契機として、「臨

9) 吉田和男『日本の財政金融政策』、1980年など。

調」路線に体现化された支配階級の共同利益の実現のために、従来の財政行動規範は転換させられようとしている。そして、それは新たな財政原理に照応した財政制度とその運営規範を創造するための地ならしの役割を果たしている。

それに応じて、「福祉社会」は「日本型」に再編されようとしている。つまり、前述したように、軍備・外交は「純粹公共財」であり、国家が担うべき優先的福祉の内容をなすとされる。福祉の基本的前提である「安全保障」に限定して国家はその機能を果たすべきであり、従来は福祉政策の一環として実施されてきた財政支出の機能は、国民の「自助」で、あるいは、福祉関連分野の資本活動を媒介として、および、それらの資本の運動原理である「市場経済原理」を財政活動にも導入して「受益者負担」の強化を促進することで、代替されるべきであるとされている。

このような福祉政策の転換は、医療・医薬分野などにおけるバイオテクノロジーの開発を背景とした新たな資本投資領域の拡大・促進を保障することを、政策目的としている。それを通じて、現実資本の新たな蓄積基盤の拡大を、そして、福祉分野に蓄積された貨幣資本を「金融の自由化」が促進されつつある金融市場と連動させることで、金融市場における新たな資本蓄積を可能とすることを政策目的としている。

つまり、憲法の生存権規定と国家の社会保障的義務規定（憲法第25条）に基づく財政の機能は、主要には所得再分配機能を媒介として実施されてきた福祉政策は、その福祉理念の転換と「自助・共助・公助」の組み合わせによる新たな福祉政策原理へと転換されつつある。

そして、限定された「公助」の財源として、大型間接税の導入による歳入増加を充当しようとする構想、あるいは、「福祉税」（自民党）、「社会保障税」（社会党）および「年金税」（公明党）などの目的税として大型間接税を導入し、充当しようとする構想がある。これらの構想は、国民にとっては年金額などの削減と社会保障負担費の過重化をもたらさざるをえないことを、その内容としている。

このような構想が、自民党および社会党、公明党、民社党などによって提唱

されるところに、すなわち、今日の政治戦線における「右傾化」といわれる事態を媒介として、金融資本の主導性によって階級対立が現象的には隠蔽されてゆく「イデオロギー的社会関係」の独自性がある。そして、「イデオロギー的社会関係」の一部であり、政治戦線に媒介されて国会の議決を経て国家政策として機能する根拠を与えられる財政政策もまた、現象的には、階級対立が隠蔽された事態で推移する可能性がある。つまり、今日の税制改革構想や福祉政策の転換などに端的に現れているように、財政制度とその運営規範は、新たな財政原理に基づくそれらへと質的転換してゆく法的小よび政策体系的基礎づけが行われようとしている。ここにこそ、「臨調」路線が財政にとってもつ歴史的 content がある。

従って、今日の財政赤字は、金融資本や支配階級にとっても従来の財政原理に基づく政策体系の転換が迫られている点では財政危機であるが、それは、政治戦線の「右傾化」を媒介として、金融資本の新たな蓄積様式に照応させた形態で突破できない障壁ではないのである。

さらに、二つの潮流は、ともに財政運営の「機動性」、「弾力性」、「市場経済原理」に基づく「効率性」を指向している。それらは、金融資本の蓄積に照応した行政権限の肥大化を基礎として、行政権の相対的優越化の傾向を強化させた財政運営規範を創造しようとするものである。つまり、議会を媒介とした財政民主主義の形式による諸規制から、現実の個々の財政運営をその対象外とすることを、「臨調」型財政改革は指向している。

そして、これらは国家独占資本主義財政の基本的性質の節で述べた、国家活動の「経済的基礎」の拡充を現実的基礎として、次に叙述する赤字国債と減債基金制度および公共事業・行政の収益事業化などによる財政資金の金融的運動形態での新たな展開に照応した法的基礎の確立を指向する過程でもある。その過程を貫く本質は、70年代に展開された諸矛盾・諸対立を繰り延べ・緩和し・解決する財政政策の制限性を、金融資本の蓄積の展開に照応させて、その制限性を突破するための財政政策体系の創出であるということにある。

IV 赤字国債と減債基金制度

1970年代後半以降において、急激に累積化した赤字国債と継続的に肥大化した財政投融资を中核とする財政資金の金融的形態は、金融市場における公債市場の量的比重の増大をもたらした。それと同時に、国債は発行・流通局面において、ますます金融市場の状況に規定されざるをえず、金融市場での諸局面・諸要素とますます整合性をもつことを強いられた。このことは、金融市場において既存の金融債などの運動形態と整合性をもつ国債形態、すなわち、「国債の金融化」を進展させた。

このような過程は、国家目的に照らして、その政策を実現させてゆく手段としての財政の運動に、財政活動の一環としての国債の発行・流通という運動局面を媒介として、それとは異質な金融市場の運動原理が浸潤してくる過程でもある。

資金の供給と調達を内容とする、利子生み資本に担われた金融取引を土台とした資本相互の経済関係に擬制した国債の運動は、金融商品としての債権債務関係を履行しなければならない。そのための財政制度が、減債基金制度である。

日本の減債基金制度は、総合減債制度である。そして、償還資金は、国債整理基金特別会計で管理・運用されてきた。新規財源債のうち、建設国債と赤字国債の区別は、その発行根拠となる財政法の適用条項の相違に基づくものである。さらに、新規財源債と借換債の区別も、一般会計および国債整理基金特別会計という財政制度における国債の発行根拠法の相違に基づくものである。それらは、財政制度および発行根拠法の相違に基づく償還方法の相違があるとはいえ、債券という金融商品形態では同一である。

ところで、今日の国債整理基金特別会計は、82年度以降度重なる定率繰り入れの停止や大量の国債発行のため償還基金が枯渇している。75年度から累進的に大量発行された赤字国債の本格的な償還が、85年度から開始されている。そこで、政府は84年度に「財政運営に必要な財源確保を図るための特別措置に関する法律」(以下「財源確保法」と略す)を成立させ、赤字国債も60年原則で

償還すること、および、借換債の発行も可能にした。従って、今日では、赤字国債と建設国債の相違、および、新規財源債と借換債の相違も解消している。赤字国債の償還・借換えの本格化が余儀なくした償還制度の改革を契機として、今日の金融市場においては、それらは債券としての運動形態の同一性に還元されている。

こうした事態を反映して、大蔵省および国債借換問題懇談会(借換懇)の1984年5月「報告」などでは、国債整理基金特別会計に変わる「国債特別会計」(仮称)を新たに設置し、予算では毎年度中の国債発行額を定めず発行残高の上限のみを決定するというなど、減債基金制度の抜本的改革が構想されている。その内容の一部は、すでに「財源確保法」によって実施されている¹⁰⁾。

以下では、こうした改革構想が財政制度・運営規範の質的転換においてもつ意味を検討する。

戦後の日本財政は、財政法が健全財政主義の立場から国債の発行を原則として禁止しているにもかかわらず、国家財政膨張の必然的産物として、四種の内国債をほぼ10年ごとの段階をおいて順次発行してきた。

- まず、(1) 政府短期証券(短期国債)は、敗戦直後から今日まで恒常的に発行され、とくに昭和20年代に大量に発行された。
- (2) 政府保証債は1953年(昭和28年)の財政投融资の登場とともに発行が再開され、昭和30年代に大量に発行された。
- (3) 1965年度(昭和40年度)には長期国債が発行されることになり、同年特別措置法を根拠とした赤字国債は翌年度以降建設国債として継続されている。
- (4) 1975年度(昭和50年度)には特例法による大量の赤字国債の追加発行が再開された。

このように、戦後の国債発行は、時々の財政需要や金融市場に照応した国債形態を具備しながら、金融市場からの財政資金の調達を重層化させてきた。そ

10) 拙稿「赤字国債の累積と金融・証券」(上)・(下)、京都大学経済学会『経済論叢』、1985年を参照。

これらの種差に応じて、償還・減債メカニズムは、次のようになされてきた。

(ア) , (1) に対応する日本銀行を含む国家の内部資金操作。

(イ) , (2) に対応する大蔵省資金運用部を資金源泉とした財政資金の内部循環と、財政投融资に資金を依存する財政諸機関が独立採算的運営を金融的にも強制されることで強化された公共事業・行政の収益事業化による国民への「受益者負担」の転嫁に基づく減債。

(ウ) , (2) が財政投融资対象個別諸機関ごとの減債——個別機関減債メカニズム——を基礎としているのに対し、(3) は制度としては一般会計からの租税の繰り入れを償還資金源とする国債整理基金特別会計——国家財政減債メカニズム——による債権債務関係の履行である。現実には、60年を原則とする部分的償還がおこなわれている。

(エ) , 本来的には、発行時に満期到来時点で全額現金償還することを義務づけられていた赤字国債も、「財源確保法」により建設国債と同じに部分的償還原則が適用されることになった。

こうして、国家財政は、資金の金融取引に擬制して発生した債権債務関係を、国家財政減債メカニズムを媒介として繰り延べてきている。現実には、(ア) , (イ) , (ウ) および (エ) は、日本銀行の買オペ操作と満期到来時に大部分の国債の日本銀行保有という状態を前提とした保有国債の乗換え、つまり、中央銀行信用の拡大によって発行・消化・償還の三位一体的インフレ減債が行われてきた。1980年代前半も同様であったが、後半では、大量の赤字国債の発行・消化および流通を促進するために、国債発行経路や金融商品形態などにおける多様化・短期化政策がとられてきた結果、期近債の市中保有が増大してきている。従って、日本銀行や資金運用部での乗換えは、量的限界に遭遇せざるをえず、赤字国債の借換債発行でその制限性を突破しようとしてきている。

このように、国債は国家の徴税権に基づいて将来の租税徴収を最終的担保としていると通説的に言われているが、現実の推移をみれば、三位一体的インフ

レ減債という意味でも、債権債務の連鎖的繰り延べという意味でも、租税は形式的債務保証であるにすぎなかったとすることができる。現実には、予算制度を媒介としながら部分的な租税担保の現実化を伴っているとはいえ、主要には、租税担保現実化の回避政策がとられてきた。ここに財政資金の金融的運動形態による、国家財政規模の弾力化に基づく「経済的基礎」の拡充という財政手法をみることができる。通説の指摘してきた国債の発行・流通根拠である租税担保という見解は、中央銀行信用を含めた国家信用の形態規定を媒介項として再規定されることが必要なのではなからうか。

今回の国債整理基金特別会計の改編は、国家財政減債の緊要性とインフレ減債の限界に直面し、また、租税による償還回避の不可避性に、政策的には根拠づけられいてる。それによると、制限性の突破形態として、国債の金融的運動形態の保証（84年度の赤字国債の借換債発行の開始）と現金要償還額の減額および赤字国債発行額の抑制とが企図されている。そのために、一般会計からの租税繰入れと国債整理基金特別会計の独自の財政資金源泉の確保による利払いの保証・履行、および、90年度に財政の赤字国債依存体質からの脱却とが、政策課題として遂行されつつある。これらは、「臨調」型財政改革・再建が国債の運動形態に及ぼした政策効果のひとつである。そして、「臨調」型の財政政策体系によれば、租税繰入れの財源は大型間接税の導入による税収の増大であり、特別会計の独自の資金源は三公社の民営化に伴う保有株式——85年度における電電公社の民営化では新電電株の3分の2（政府保有分）が、専売公社の場合は2分の1が、それぞれ同特別会計に移管された——の配当金および株式売却益などの金融資産運用益が充当されようとしている。これらは、従来の減債基金制度の法形態に抵触するため、制度改革を契機に法的基礎づけの改定もなされようとしている。

さらに、こうした改編は、国債の金融市場への内在的な金融的運動形態を必要とするために、それに照応した国債発行の多様化政策（発行経路および商品形態）をとらざるをえない。それに応じて、金融市場の運動原理が国債整理基金特別会計に浸潤してくるために、その財政過程の運動は金融市場により一層

規定されざるをえない。

従って、財政民主主義による諸規制が障害となり、今回の改編では、特別会計に越年度権限（年度を越えた「前倒し」や「後倒し」による国債発行権限規定）を、政府は付与された。それは、単年度主義が規定されている予算制度に、複数の年度原理をもちこむことになり、予算制度の整合性を形骸化させるものである。と同時に、従来の予算統制原理の機能低下をもたらすものである。そして、それは行政権の相対的優越化傾向が強化されてゆく「経済的基礎」を形成することでもある。

さらに、減債基金制度の改編の一環として、個別機関減債メカニズムの制限性を国家財政減債メカニズムで突破するために、政府保証債の単一銘柄化が構想されている。その構想は、四種類の内国債の運動形態における同質性の強化である。そして、それは、日本開発銀行などの金融資本の蓄積基盤の補完的機能を主要に担っている政府系金融機関にとっては資金的基礎の拡充を、住宅金融公庫などの国民生活関連の資金供給機関にとっては独立採算制の強化を、従って、公共料金システムを媒介として国民に負担率の上昇をもたらすであろう。ここでも、財政資金の金融的形態という国家独占資本主義財政の新たな展開が、その制限性に直面し、それに規定づけられて財政の国民収奪諸機能に反作用し、その制限性の突破形態は国家財政の重層的国民収奪機能の強化へと帰結してゆく階級社会における財政の運動原理が貫かれている。

そして、減債基金制度の改編は総体として、大型間接税導入などによる国民収奪の強化と、他方でのハイテク関連部門を中核とする産業再編の推進に照応する投資減税と公共投資の拡大を政策目的としている、今日の国家活動の財政的基盤を創造しようとするものである。後者については、次節でふれる。

さらに、90年度に赤字国債依存体質からの脱却を財政運営の規範目的としている「臨調」型財政改革・財政再建は、それ以後の財政改革および運営規範への過渡的な歴史的位罫にある。「臨調」型の第一次財政改革では、従来から継承されてきた財政の政策体系原理を質的に転換することを、90年度以降の第二次財政改革では、質的に転換した新原理に基づいて財政政策を能動的に展開する

ことを、支配階級はめざしている。これが、「財界」を中核とした80年代戦略と、その財政制度・運営規範における具体化・帰結の本質である。

その段階的な財政改革構想の国債政策への現れが、財政赤字削減至上主義による国債発行抑制政策を軸点とした議論が多いなかで、最近見られる国債残高をGNP比（現在は41.2%）で制御しようとする政策運営理念の登場である。そして、赤字国債減額に伴い、それに相応する建設国債の発行増大を指向する政策論議の登場である。

V 公共事業・行政の収益事業化の新展開

資本主義における国家活動・行政権の本来的な「経済的基礎」は、権力的租税徴収（無償性資金）である。ところが、とりわけ、国家独占資本主義段階では、財政需要の累進的な肥大化に伴う財政資金難（財政赤字・財政の硬直化など）の解決形態として、有償性資金（主要には、資金運用部資金と金融市場からの資金調達）の導入によって、その「経済的基礎」の拡充政策がとられてきた。それが、財政投融资の肥大化——財政投融资の一般会計化、一般会計の財政投融资化といわれる事態の本質である。

財政過程への有償性資金の導入に応じて、資金性格から財政諸機関の運営に独立採算制の導入が強制され、財政資金は利払いの保証に限定して遂行されてきた。そのメカニズムは、既存の財政資金所定額を越える財政活動資金獲得メカニズムである。と同時に、均衡財政主義の理念とも形式的には整合性をもちうる財政活動資金獲得メカニズムでもある。しかし、そうした財政政策の展開によって、利潤原理による公共事業および行政の遂行も強制されることになる。それが、収益事業化と言われる事態である。

そして、それは階層的独占利潤の構造を基礎に、国民にとっては高料金化価格政策となり、金融資本の蓄積にとっては低位差別価格政策の遂行となり、両者が相乗的に「受益者負担」の強化をもたらした¹¹⁾。それらの多くは、本来的に

11) 寺尾晃洋『改訂 独立採算制批判』1972年を参照。

は租税が充当されるべき財政活動であり、「受益者負担」という公共料金形態は租税の別形態でもある。

こうした財政分野での「臨調」型財政運営の特徴は、従来の収益事業化が主要には中央行財政諸機関で遂行されていたのに対して——地方行財政では水道事業など特定の分野で限定的に遂行されていたのに対して、それらの下位機関でもある行財政事業分野という細分機関で広範囲に遂行するために、中央諸機関や地方行財政諸機関において法的改革がなされつつあるところにある。そうした改革においては、官僚的中央集権化と分権化を内容とする行政権限の再編が企図されている。その現実的基礎は、過剰資本の顕在化と民営化・民間活力導入政策の遂行である。

金融資本は、従来から収益事業化されてきた諸機関・行財政分野においても、過剰貨幣資本の導入を媒介として現実資本分野の民営化、と同時に、独占段階での「市場経済原理」を適用すれば独立採算制を維持することが困難な部門での受益者高負担の強化を推進しようとしている。あるいは、部局への独立採算制の導入によって、不採算部門の縮小と財政需要の繰り延べをもたらそうとしている。前者の典型例が、電電公社の民営化である。後者の典型例は、国民生活・福祉関連分野での「低福祉・高負担化」=有償福祉化といわれる事態の推進である。

「臨調」型財政改革の政策体系の一環として遂行されつつある公共事業・行政の収益事業化の改編は、行政と財政の機能形態を媒介とした、過剰が顕在化した現実資本と貨幣資本とを結合させる、新たな資本の運動形態の展開、つまり、資本蓄積様式の新たな存在形態のひとつである。

こうした「臨調」路線による資本蓄積再編・財政改革の典型例は、電電公社の民営化である。それは、前述したように、行政の自由裁量権の拡充の財政的基礎の形成を内容とする減債基金特別会計の独自の財政資金源泉化をもたらす、と同時に、公共事業の推進手段である財政投融资機関の改編と一体化されている。財政投融资機関は、新たに通産省と郵政省の独自構想を一体化させた特殊法人（基盤技術研究促進センター）を創設し、その機関へ財政投融资資金

を優先的に振り向けるとともに、政府保証債の発行により金融市場からの資金調達を可能にし、ハイテク関連の公共投資の基軸としようとしている。他方では、一般会計においても、ハイテク関連公共事業・研究開発・「ハイテク減税」（通産省）や「テレトピア減税」（郵政省）などの投資減税などの諸措置がとられ、新たな公共投資拡大のための財政メカニズムが形成されつつある。

それらは、総体として新たな行政権の優越化の財政的基盤となる。それは同時に、財政が金融資本の資本蓄積の運動形態に照応させられて遂行されつつあるということであり、独占利潤の源泉を財政資金の運動によって補完するものである。こうした照応形態を財政に具備させる制度改革が、「臨調」型財政改革・財政再建の歴史的本質である。それらは、金融資本の運動原理により一層規定づけられた、金融資本と財政過程との新たな融合を、金融資本の財政過程への寄生性の強化をもたらすことであろう。